

5月12日は民生委員・児童委員の日

本市では、516人の民生委員(児童委員を兼ねる)が、「広げよう地域に根ざした 思いやり」をキャッチフレーズに活動しています。

民生委員・児童委員は、地域のボランティアとして、地区社会福祉協議会やとなり組福祉員、愛の訪問協力員などと連携・協力して地域福祉推進のための活動をしています。また、住民から福祉に関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、行政、社会福祉協議会や学校などの関係機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。

相談内容や個人の秘密は守られますので、生活上の困りごとや心配ごとがありましたら、お近くの民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。

問 駅南庁舎地域福祉課
0857-20-3451
0857-20-3404

お知らせ

鳥取地域一斉清掃

みんなで「ごみのない美しいまち」！
時 5月19日(日) ※ごみは翌20日(月)より31日(金)の間に収集します。
【注意事項】
◆ごみは町内会で決められた一斉清掃用の集積場所に出してください。

◆びん・缶・プラスチックなどの分別を徹底してください。

◆家庭ごみや家電製品、大型ごみ、タイヤなどは出さないでください。
※ケガをしないよう、無理のない範囲で実施してください。

問 鳥取市市民運動推進協議会(協働推進課内)
0857-20-3182
0857-21-1594

春の全国交通安全運動 5月11日(土)～20日(月)

つらつらよ 事故なし 笑顔の鳥取県

【運動の重点】
●子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
●自転車の安全利用の推進
●全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

●飲酒運転の根絶
問 鳥取市交通安全対策協議会事務局(協働推進課内)
0857-20-3182
0857-21-1594

2019年工業統計調査にご協力を

6月1日、製造業の実態を調べるため、2019年工業統計調査を行います。調査結果は、産業施策の基礎資料や、経済分析の指標として利用されます。調査対象の事業所には、5月中旬

から調査員が訪問します。

紙の調査票またはインターネットで回答できます。ご協力をお願いします。

問 本庁舎総務課
0857-20-3156
0857-20-3040

生活困窮に係る固定資産税・都市計画税減免

生活困窮に係る固定資産税・都市計画税減免を行っています。減免を受けるためには、要件を満たす必要があるため、心当たりのある人はひとまず固定資産税課までご相談ください。

1 減免対象者(前年の12月31日現在)
(1)年齢65歳以上の世帯 (2)特別障害者 (3)寡婦・寡夫
2 所得要件
3 世帯収入と預貯金などの合計が生活保護基準の1.2倍以下であること。

3 減免対象外となる場合
(1)世帯員以外の名義(死亡した家族を含む)となっている場合 (2)リバースモーゲージを利用している場合
4 減免割合
年税額の1/2。ただし、法定納期限1週間前に申請が必要
5 減免申請受付期間について
固定資産税の減免申請は、納税通知書の交付を受けた日から可能になります。なお、前年に減免を受けたとしても毎年減免申請が必要です。

問 駅南庁舎固定資産税課

0857-20-3421
0857-21-3401

鳥取市社会奉仕活動等補償制度(ボランティア保険制度)

本市では、市民のみなさんに安心して社会奉仕活動に取り組んでいただくよう、補償制度を設けています。対象となる活動は以下のとおりです。

①道路・河川・公園・学校・社会福祉施設その他公共施設または公共的施設
②防犯・防災・防犯の環境整備活動
③高齢者・障がい者などに対する看護・援護・厚生などの活動
④鳥取市の事業に協力する活動
⑤①～④までに類する活動

※右記にあてはまる活動でも補償の対象にならない活動もあります。また、制度の利用は事前の登録が必要です。※詳しくは各地区公民館に設置しているパンフレットをご覧ください。
問 鳥取市ボランティア市民活動センター
0857-29-2228

第64回鳥取県植樹祭

時 5月11日(土) 10:00～15:00
所 ところしり出合いの森(桂見)
容 参加者植樹、式典、緑化苗木無料配布、郷土芸能、飲食コーナー、木工教室
問 第二庁舎林務水産課
0857-20-3235
0857-20-3047

行政に対する相談や要望を受け付けます

4月1日付で行政相談委員の委嘱替えが行われました。旧市では榎直子さん(湖山)、田中美枝さん(菅蒲)、大石正幸さん(正蓮寺)、児島良さん(湖山)が引き続き委嘱されました。任期は、令和3年3月31日までです。



行政相談委員は、総務大臣から市町村ごとに委嘱され、無償で行政サービスへの要望や暮らしの困りごとをお聴きし、解決のための助言や関係機関への連絡を行っています。

問 鳥取行政監視行政相談センター
0857-24-5541

人によさしい、差別のない社会をつくるための啓発パレード・代表者対象人権問題研修会開催

問 鳥取市人権教育協議会企業部会事務局(人権推進課内)
0857-20-3141
0857-20-3052
【啓発パレード】時 5月31日(金) 13:30～14:00 所 集合場所…鳥取駅風紋広場 ▼コース…若桜街道

ふるさとの映像を見る会

ふるさとの映像に関する昔なつかしの映像を上映 上映予定…(1)年に一度の井手さらえ〜八頭郡家町(昭和63年制作) (2)「ちゅ〜こく人間劇場」銀輪がきらめく瞬間(平成6年制作) 時 5月16日(木) 10:00、14:00 所 鳥取市文化センター2階大会議室 料 無料 事前申込み不要

第44回鳥取市民音楽祭

時 6月2日(日) 11:00～16:30
所 鳥取市民会館(掛出町) 容 「いつも心にメロディー」をキャッチコピーに、鳥取市内で音楽活動をしている23団体(器楽・合唱など)が演奏発表 料 300円 ※中学生以下無料
問 市民音楽祭実行委員会事務局(高浜) 0857-29-0225
問 本庁舎文化交流課 0857-20-3226
0857-20-3040

国民年金 コーナー 学生のみなさん、学生納付特例制度についてお知らせします

～在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができる制度です～

学生は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学している学生のうち、本人の前年所得が下記計算式で計算した金額以下であれば、学生納付特例制度が利用できます。

令和元年度中に20歳を迎え、国民年金の加入と同時に申請する人は、日本年金機構から送られる資格取得届書と学生納付特例申請書に、学生証の写しまたは在学証明書を添えて申請してください。

【所得の目安】
118万円+(扶養親族などの数×38万円)+社会保険料控除額など

■既に国民年金に加入している学生で学生納付特例制度の利用を希望する人は、次の手続きが必要です。

【平成30年度に学生納付特例の承認を受けている人】

平成30年度に学生納付特例を承認され、令和元年度も同じ学校に在学する人は、*『学生納付特例申請書(ハガキ)』に必要事項を記入し、返送することで学生納付特例の申請ができます。この場合、学生証の写しまたは在学証明書の添付は不要です。

※ハガキは4月上旬までに日本年金機構が発送済。ただし、手続きが本年2月以降の人は随時発送。

【令和元年度新たに学生納付特例を申請する人、在学する学校を変更する人、在学予定期間の最終年度が変更になった人】

学生納付特例申請書の提出が必要です。申請に必要なもの

- 年金手帳
- 学生証の写しまたは申請する年度に証明された在学証明書(原本)
- 認印(本人が署名する場合は不要)
- 会社などを退職して学生になった人は、次の書類のいずれかが必要です。
 - ◎雇用保険被保険者離職票(コピー可)
 - ◎雇用保険受給資格者証(コピー可)
 - ◎雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(コピー可)

問 鳥取年金事務所 0857-27-8311
駅南庁舎保険年金課
0857-20-3484 0857-20-3407